



菜の花

NAO Letter

N
A
O
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

3月

(弥生) MARCH

21日・春分の日

日	・	11	25
月	・	12	26
火	・	13	27
水	・	14	28
木	1	15	29
金	2	16	30
土	3	17	31
日	4	18	・
月	5	19	・
火	6	20	・
水	7	21	・
木	8	22	・
金	9	23	・
土	10	24	・

3月の税務と労務

- | | |
|---|--|
| 国 税 ／平成29年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日 | 国 税 ／1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
4月2日 |
| 国 税 ／個人の青色申告の承認申請
3月15日 | 国 税 ／7月決算法人の中間申告
4月2日 |
| 国 税 ／贈与税の申告
2月1日～3月15日 | 国 税 ／4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
4月2日 |
| 国 税 ／2月分源泉所得税の納付
3月12日 | 地方税 ／個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月15日 |
| 国 税 ／個人事業者の平成29年分消費税の確定申告
4月2日 | |

ワンポイント 信用補完制度の見直し

金融機関からの借入れに対して信用保証協会が保証し、返済が滞った場合に肩代わりする「信用補完制度」が、この4月1日から見直され、小規模事業者への小口融資限度額が1,250万円から2,000万円に、創業者への融資限度額が1,000万円から2,000万円に拡充(ともに100%保証)されます。

エコノミックガーデニング

エコノミックガーデニングとは

エコノミックガーデニングとは、地域経済を「庭」に、地元の中小企業を「植物」に見立て、地域を活かして地元の中小企業を大切に育てることで、地域経済の活性化を図る政策のことをいいます。

エコノミックガーデニングは、1980年代後半にアメリカのコロラド州リトルトン市で初めて実施された政策で、15年間で雇用を2倍以上に、税収を3倍近くに増加させるといった、地域の産業創出と雇用創出において高い成果を挙げたことで注目を浴び、2006年度版の米国中小企業白書で取り上げられました。現在では、全米の多くの都市に拡がりを見せているようです。

具体的な手法

リトルトン市での取り組みは、成長志向の強い意欲のある地元の中小企業に政策を絞った支援を行っています。そして、市場規模や競合他社の情報、消費者の動向といった、企業の経営戦略に関する判断に必要な情報や、その情報を基にした分析結果を提供しています。支援ツールとして地理情報システムなども活用されています。また、中小企業間での連携や商工会議所や大学など地域内での連携

を図りながら事業を進めています。

日本での取り組み(鳴門市)

日本では、徳島県鳴門市や静岡県藤枝市などでエコノミックガーデニングの取り組みが始まっています。

鳴門市では、エコノミックガーデニングの第一人者である拓殖大学の山本尚史教授の協力を仰いで取り組みを進めています。

具体的には、中小企業の新しい取り組みを支えるためのネットワークの構築や、企業家同士の交流促進、地元企業のニーズに応じた支援を実施しています。行政機関、経済団体や経営者、学校や研究者、金融機関、市民団体やNPO法人などが連携や協力することで、地域が一体となって中小企業の新しい取り組みを支える仕組みとなっています。

平成24年度から27年度にかけては、企業訪問・企業間ネットワーク・支援ネットワークの3つの取り組みについて推進をしていました。企業訪問や企業間ネットワークの構築を通じて、市の担当者が多くの経営者から多くの情報を得られたり、地域内の各産業の状況を把握することができたりといった成果が得られたようです。28年度以降については、創業の促進や企業に対する直接的な支援策の実施が予定されており、実際

に創業促進や事業拡大支援に対する補助金などの取り組みが始まっています。

日本での取り組み(藤枝市)

藤枝市は、平成23年度からエコノミックガーデニング事業に着手しました。これが日本で最初の本格的な実施だといわれています。

平成23年度は、経営者(産)・学校(学)・行政(公)・市民団体(民)・金融機関(金)などが一体となって、エコノミックガーデニング推進の勉強会や推進協議会の準備を進めました。そして、市内の企業へ訪問・ヒアリングによって支援ニーズの把握をしたり、ホームページなど情報インフラの整備を進めたりしています。また、ビジネス支援の相談窓口「エフドア」を開設したり、異業種間や学生の人的ネットワーク作りを支援する「エフドアフューチャーセンター」を開催したりと、様々な取り組みを実施しています。

平成23年度から27年度までの5年間で、総事業費は4,594万円でした。平成26年経済センサス基礎調査によると、藤枝市内の従業者数は平成24年から平成25年にかけて約5.3%増加しました。県内の従業者数が0.8%増加したことと比較しても、エコノミックガーデニングの取り組みによる効果がわかります。

デジタル社会

歩きながらや運転しながら、といった「ながらスマホ」が社会問題になるほど多くの人がスマートフォンを利用したり、ネット通販の利用者が増えたりと、世の中は想像以上に急速にデジタル化が進んでいます。今日のようにデジタル化が進んだ社会は、企業にとっても様々なビジネスチャンスがある反面、多くの課題にも直面していることでしょう。

日本におけるデジタル化

日本では、「デジタル化」と「IT化」は同じような意味でとらえられています。実際に狭義の「デジタル化」は、ウェブ系の新しい技術を導入することや社内業務を効率化するためにITを導入することを指す場合もあります。しかし、広義の「デジタル化」はそれだけの意味に留まらず、デジタル技術の普及による事業環境や消費者のマインド、行動の変化に企業が対応するための変革活動と定義づけられています。

従業員500人以上の日本企業を対象にデジタル化について調査を行ったところ、デジタル化を推進していると回答した企業は88%に達していました。しかしデジタル化の推進についての姿勢についての回答をみると、他社に先駆けて進めている企業は25%にすぎず、60%以上の企業が同業他社

Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer

CDO

Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer
Chief Digital Officer

並みと回答しています。

業種別にみると、デジタル化を推進している業種は金融業・保険業と情報・通信業が38%と最も高く、卸売業・小売業が続きます。また製造業でも28%がデジタル化を推進しており、様々な業種でデジタル化が進んでいることが伺えます。

日本に限らず世界的に、デジタル化によって事業規模や顧客マインド、消費行動は既に大きく変化しています。企業としては、その変化に対応するためには、横並びではなく他社に先駆けて変革を進めていく必要が求められているといえるでしょう。

CDOとは

急激に変化が進んでいるテクノロジーと消費者行動について、迅速に対応することがビジネスチャンスにつながります。そのため企業には、幅広いデジタル戦略を包括的に担う人が必要になります。そのようなデジタルに関する知識や経験を持つ人を、チーフデジタ

ルオフィサー(Chief Digital Officer: 略してCDO)といいます。

アメリカやヨーロッパなどを中心にCDOを探す企業は増えており、世界的に見てもCDO職を設置している企業は、2015年の調査では6%だったものが2016年には19%と3倍に増えており、CDOに対する需要は高まりをみせています。ただし、アジアをみるとそれほど需要の高まりは顕著ではありません。2016年の調査で、オーストラリアではCDO職を設置している企業が40%と高い割合を示しているものの、日本では7%、中国では0%となっています。しかし大手企業ではCDOと同程度の能力を持つ幹部社員が、自分でベンチャー企業を起業する動きがあり、こういった社員をいかに引き留められるかが大きな課題になっています。

CDOの役割

CDOには、インターネットやデジタル業界に関する経験が必要なのはもちろんのこと、電子商取引やソーシャルメディアなどに関する専門知識が必要になってきます。また、目まぐるしく変化するデジタル環境に対して正しい方向性を見極める戦略策定力や、取締役会から現場まで組織のあらゆる部門に対して関係を構築できる能力、そして何より変化の激しい環境下において策定した戦略を実行して結果を生み出すことができる能力が求められます。

ペットボトル症候群

糖尿病の自覚がない人が、糖尿病の症状のひとつである「ノドの渇き」をいやすために、糖を多く含む清涼飲料水を大量に飲む症状を「ペットボトル症候群」といいます。1990年代に、清涼飲料水を水代わりにして、毎日2～3リットルを飲んでいた高校生が意識障害で病院に運ばれたことから、ペットボトル症候群は社会問題として注目されるようになりました。

ペットボトル症候群は、正式には「清涼飲料水ケトosis」といいます。

10%程度の糖分を含む清涼飲料水を、少なくとも1ヶ月以上毎日1.5ℓ以上飲むことで、急激に血糖値が上昇して、血液中のケトン体が増える重篤な症状に陥る「ケトosis」という状態になります。そうになると、ノドの渇きや体重減少、倦怠感といった症状が現れます。

糖質を過剰に摂取するとノドが渇くため、

より多くの水分を摂取しようとし、そのとき、糖質を含まない水やお茶を摂取すれば問題ないのですが、糖質を多く含む清涼飲料水を摂取することで排尿が進み、よりノドが渇いてしまいます。

そうするとインスリン作用が不足し、身体がブドウ糖を利用できない状態になります。ブドウ糖を利用できなくなると、代わりに脂肪やタンパク質がエネルギー源として使われますが、その際にケトン体と呼ばれる毒性を持った成分が血液中に発生し、ケトosisの状態に陥ります。

ペットボトル症候群は、10代から30代の人が発症しやすいといわれています。暑い日の水分補給に適しているといわれるスポーツドリンクにも糖質が多く含まれており、部活動などで大量にスポーツドリンクを飲むことも危険です。

ペットボトル症候群と診断された場合には、体内の糖の排出を促すための注射や点滴といった治療が行われます。

監査法人

監査法人の仕事は大きく分けて二つあります。一つは「監査・証明業務」、もう一つは「コンサルティング業務」です。

監査・証明業務は、企業が健全な経営を行っているか第三者の立場で監査し、問題があれば指摘をする業務です。決算書のチェックを行う会計監査や、企業の内部統制について評価をする内部統制監査などの業務があります。

コンサルティング業務は、企業経営の問題点について、専門家の立場で解決策をアドバイスする業務です。企業の合併や買収、事業再生など多岐にわたります。

監査法人は、公認会計士が5人以上集まることで設立することができ、監査業務は一人で行うことはほとんどなく、小さな会社でも二、三名でチームを組んで行うようです。

種子法廃止

主要農作物種子法（以下「種子法」といいます）が、今年の4月1日に廃止されます。

種子法は昭和27年に制定されました。当時は戦後の食糧増産という国家的な要請が背景にあり、国や都道府県が主導して優良な種子の生産と普及を進める必要がありました。

そこで、稲・麦・大豆の種子を対象として、都道府県が自ら普及すべき優良品種を指定し、原種や原原種の生産、種子生産場の指定、種子の審査制度などが規定されました。

しかし平成28年の規制改革推進会議で、種子法は地方公共団体を中心とするシステムで、民間の品種開発意欲を阻害しているという問題提起がされました。そこで、昨年春に成立した農業競争力強化プログラムに基づく関連8法の一つとして、種子法が廃止されることになりました。